



●「令和元年 労働経済の分析」(労働経済白書)が公表されました

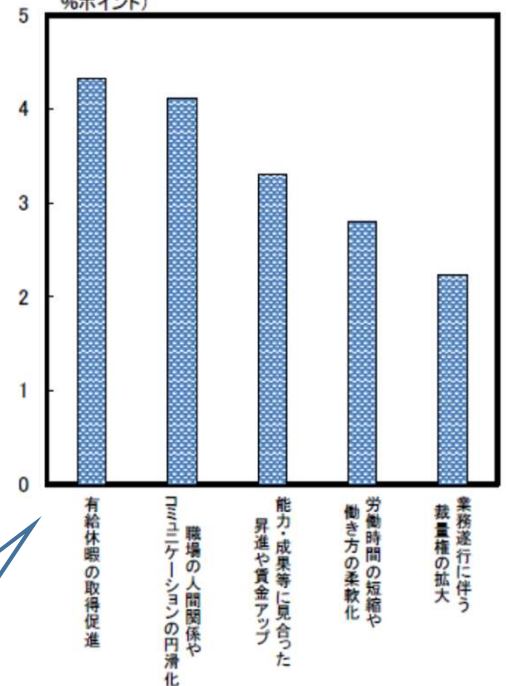
～テーマ: 人手不足の下での『働き方』をめぐる課題について～ ※出典: 令和元年厚生労働省「労働経済の分析」より

<白書の主なポイント>

- 人手不足の緩和の為、求人条件の改善や採用活動の強化に加え、「働きやすさ」や「働きがい」を高めるような雇用管理の改善も必要。
- 「働きやすさ」の向上が定着率などを改善し、労働生産性、仕事に対する自発性、顧客満足度などにつながる可能性がある。
- 「働きがい」を高める取り組みとしては、職場の人間関係の円滑化や労働時間の短縮、上司からの適切なフィードバックや、ロールモデルを通じた将来のキャリア展望を明確化することが重要。

中小企業の働きやすさの向上に 有用な雇用管理

(「実施企業における割合」-「未実施企業における割合」、%ポイント)



- ・100人以下の企業に所属する正社員の方が裁量度が高く、家族、子供の急病などによる「急な休暇取得がいつでもできている」と感じている者の割合が高い。
- ・上記においては、女性と高齢者の割合が高い。
- ・中小企業においても、有給休暇の取得促進などの雇用管理が働きやすさや離職率の改善につながる可能性がある。

↑「各雇用管理を実施している企業に勤める労働者のうち、働きやすさに満足感を感じている者」の割合と「各雇用管理を実施していない企業に勤める労働者のうち、働きやすさに満足感を感じている者」の割合との差分。

その他トピックス

●10月は「年次有給休暇取得促進期間」

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を推進する為、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として集中的な広報活動を行っていく。今年4月から、年5日の有給休暇の確実な取得が始まったが、半年が過ぎ取り組み状況等の確認を推進する。

●ハローワークでの求人票と公開方法が刷新(2020年1月6日～)

- ・システムの刷新により、項目が新設される。
- 時間外労働(36協定における特別条項の有無)、固定残業代など
- ・ハローワーク内に設置されたパソコンでも、インターネット上でも、同じ求人情報が公開される。

●パワハラ防止指針の骨子案が公表

パワハラの定義、考え方、具体的なパワハラ例などの項目が挙げられている。

●協会けんぽの「任意継続健康保険」の 保険証発行にかかる時間が短縮

確認書類の添付により、会社の退職手続を待たず任意継続の保険証が発行される。(令和元年10月～)

今月の無料相談会

日時: 10/10(木) 13:00 - 17:00

場所: KRP4号館3階 BIZNEXT

- 最近ご相談の多いテーマ
『同一労働同一賃金』
『労基署からの調査対応』

上記テーマ以外でも、大歓迎です。
ご予約不要、お気軽にお越し下さい。
(KRP4号館3階 BIZ NEXT受付へ)

～発行元～

えがお
ワークラボ

代表理事 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ: 特定社労士1名、社労士2名、行政書士2名、職員10名>

〒600-8813 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館 3階

TEL: (075) 352-2848 FAX: (075) 320-3689

【お問合せ先】 E-mail: nikoniko.12@sage.ocn.ne.jp (えがお事務局)